

日本労働年鑑 第59集 1989年版  
The Labour Year Book of Japan 1989

特集 日本における外国人労働者問題

2 外国人労働者の受入れ問題をめぐる政・労・使の対応

1 政府の対応策

(4) 「雇用許可制度」の導入に対する反対論

労働・法務両省の対応策は、わが国経済の国際化にともなう国内企業のニーズと現体制とのギャップを解消するためには、外国人労働者の受け入れを緩和すること、および大量に存在し、また社会問題化している「不法就労」を放置できないという点で共通している。だが、労働省が提唱した「雇用許可制度」にたいしてただちに反応したのが法務省であった。

すなわち、八八年三月二八日の参議院法務委員会で熊谷直博入国管理局長は、「雇用許可制度」構想を法務省としては支持しないことを明らかにしている。法務省は、「雇用許可制度」の問題点として、「1. 内外人平等に反し、国際人権規約や日本国憲法の精神に反する。2. 日本人と同じように就職の自由が保障されるべき在日韓国・朝鮮人の就職差別を助長させる恐れがある。3. 外国人にとっては、二重の負担となり、国際間の円滑な人的交流を阻害する。4. 不法就労防止という目的を達成するものではない。5. 外国人労働者の保護や労働条件などの問題は現行労働関係法規で足りる」などを指摘している。

四月二六日には、在日韓国居留民団は、労働省および法務省にも「雇用許可制度」を断念することを求めた要望書を提出している。その理由は、「雇用許可制度」の導入は、在日韓国人の就職状況をより深刻なものにし、生活を営むうえで新たな困難を生み出す可能性が強いということにある。

他方、七月二五日に「外国人労働者問題」についての意見書をまとめた関西経営者協会は、「雇用許可制度の導入」は企業の格付けや適格性の有無の判断につながり、中小企業や零細企業は事実上除外されてしまうとして、反対の立場を明らかにしている。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始